

# 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：北本市

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	73.4 %
全職員	68.4 %

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	93.6 %
本庁課長相当職	98.2 %
本庁課長補佐相当職	97.1 %
本庁係長相当職	105.9 %

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	77.1 %
31～35年	94.4 %
26～30年	86.9 %
21～25年	86.2 %
16～20年	82 %
11～15年	80.9 %
6～10年	88.1 %
1～5年	77.8 %

### 【説明欄】

・週の勤務時間が正規職員の勤務時間に満たない職員は、それぞれの勤務時間に応じた割合で人数カウントしている。  
例) 週28 時間勤務の職員:  $28 \text{ 時間} \div 38.75 \text{ 時間(正規職員の勤務時間)} = 0.72 \text{ 人/月}$   
・短時間勤務である会計年度任用職員(パートタイム)に占める男性の割合は13%、女性の割合が87%となっているため、男女の給与の差が大きくなっている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。